

この案内は、エアコンを購入するお店の方にお見せください

令和7年度板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成事業
エアコン購入に関するご案内（事業者様用）

本事業は、夏季における高齢者の熱中症等による健康被害の予防を図ることを目的として、板橋区がエアコン購入費等を、対象世帯に対し、エアコン1台限定で助成するものです。

この案内（および交付決定通知書）をお持ちの方は、板橋区が助成金の交付を決定した世帯です。

【お願い】

助成対象となる費用や必要な書類について、事業者様にもご注意いただきたい部分がございますので、以下の内容をご確認いただき、ご協力をお願いします。

ご不明な点等ございましたら、裏面の「お問い合わせ先」にお電話ください。（事業の詳細はこちら↓）

板橋区HP



【助成金額】

上限額：10万円

※下記【対象費用】合計額が10万円に満たない場合は、実費を助成します。

※購入者が、現金やクレジットカード、バーコード決済で支払った金額が、助成対象です。

下取りやポイント（東京ゼロエミポイントや店独自のポイント等）値引き分は対象外です。

【対象費用】

新品のエアコン(1台)を購入・設置するための以下の費用

本体購入費	⇒	エアコン機器(※1)及び取り付けに必要な部品等(※2)を購入する費用
配送費	⇒	購入したエアコンを事業者が購入者の自宅に運搬する費用 (搬入費用、駐車場代を含む)
設置費 工事費	⇒	業者が行うエアコンの取り付けにかかる費用 (穴あけ工事、石綿対策、電気工事、室外機の特設設置工事等を含む)
撤去費	⇒	業者が行うエアコンの取り外し作業や収集運搬費用 リサイクルにかかる費用

※1「エアコン機器」⇒原則『壁掛けエアコン』『窓用エアコン』

ただし、エアコン用の穴を新たに開ける必要があるものの、都営住宅の場合や大家さんから許可を得られなかった場合は、穴開け不要の可動式エアコン等も助成対象として認めます。

※2「取り付けに必要な部品等」とは『可動式エアコンにおける窓パネルなど、エアコンを正しく使用するために、必ず購入しなければならないもの』をさします。（裏面へ）

【対象外の費用】

- ・中古品・未使用品のエアコン（この場合、設置費等も対象外になります）
- ・扇風機、冷風機等その他部屋を冷やす機能が無いもの
- ・延長保証料
- ・電池、リモコンカバー、室外機カバー、化粧カバー、風よけ等の消耗品等

※下取りやポイント（東京ゼロエミポイントや店独自のポイント等）値引き分も対象外です。

【エアコン購入・設置後の手続き】

購入者は、エアコン購入後に、下記の【必要書類】をもって、板橋区に助成金を請求します。助成金の請求に必要な書類となりますので、ご準備のうえ、購入者へお渡しください。

【必要書類】

① 支払金額と明細が分かる書類（領収書や明細等）

※明細が記載されているレシートタイプの領収書であれば 1 枚で構いません。

複数の費目を、領収書に但し書きとして「エアコン等購入代」とまとめて記載する場合は、明細(内訳)が分かる書類を添付してください。対象の経費であるか審査をする際に必要になります。

※付与されて次回以降利用できるポイントについては、考慮しません。

② エアコンの設置完了が分かる書類（工事完了報告書や作業完了報告書等）

※購入者自身で取り付ける場合など、費用が掛からない場合は不要です。

※①②ともに宛名は、購入者様（交付決定通知書の宛名になっている方）の漢字フルネームで記載いただきますよう、お願いします。

※購入者が、下記提出期限までに【必要書類】を区へ、提出（郵送）する必要があります。

【提出期限】

令和 7 年 1 2 月 2 6 日（金）

※区に提出する書類はすべてコピーであることも、ご案内いただくと幸いです。

※購入者が区へ提出する期限です。事業者様から区へ提出していただく書類はございません。